

## 資料 2

### 【諮問事項】

- 1 国民健康保険料の賦課限度額の改定について
- 2 出産育児一時金の支給額の改定について



## 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

### 1 改定の概要

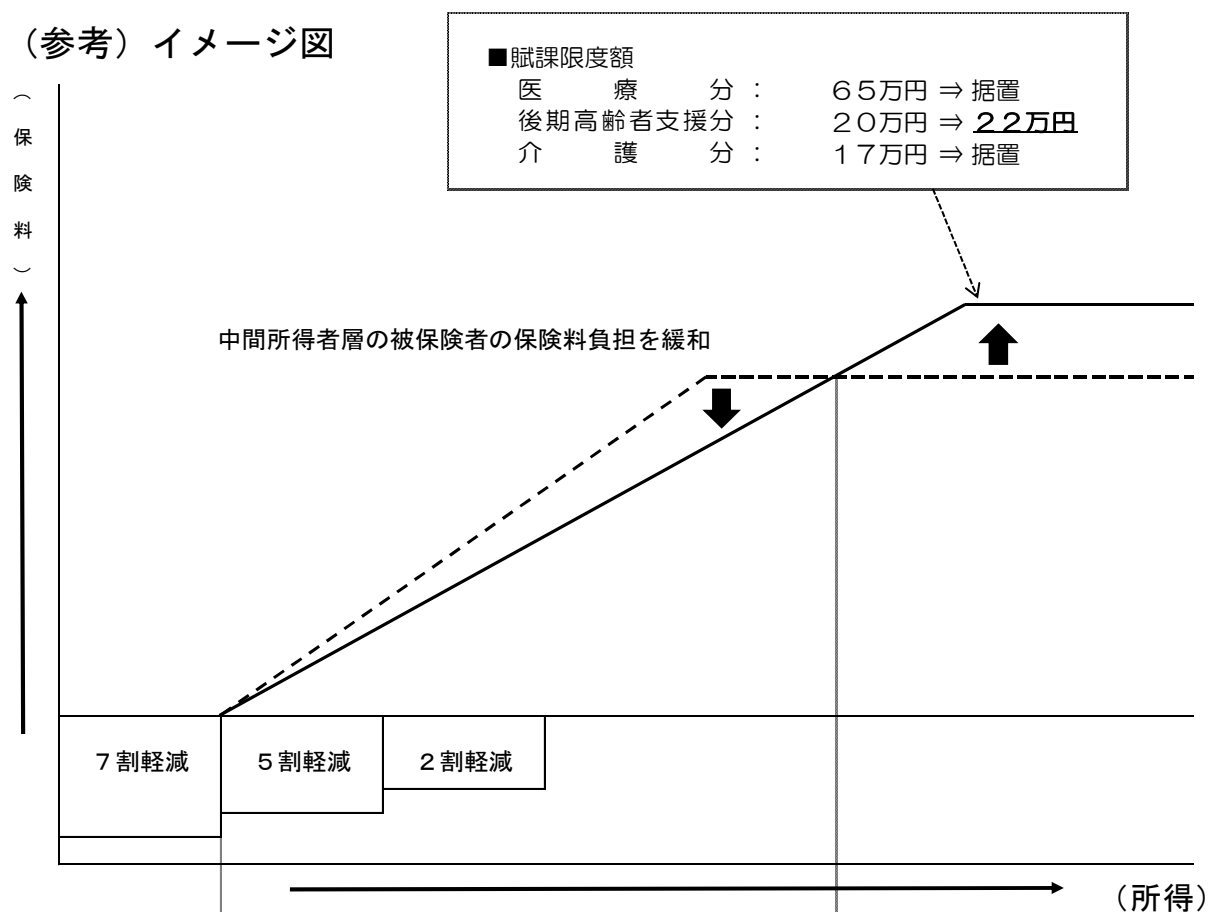
国においては、令和5年度から後期高齢者支援分保険料の賦課限度額を現行の20万円から22万円とする政令改正が予定されている。

本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令改正に合わせて、下表のとおり改定することとしたい。

賦課限度額（保険料最高限度額）

	現行	改定後	増△減
医療分	65万円	65万円	0万円
後期高齢者支援分	20万円	22万円	+2万円
介護分	17万円	17万円	0万円
合計	102万円	104万円	+2万円

(参考) イメージ図



<後期高齢者支援分>

応益割のみ 世帯 (10.0万世帯)	負担緩和世帯 (8.8万世帯)	負担増加世帯 (0.4万世帯)
--------------------------	--------------------	--------------------



## 出産育児一時金の支給額の改定について

### 1 出産育児一時金の制度概要

#### (1) 支給要件

国民健康保険に加入されている方が出産したとき。妊娠84日（12週）以上であれば、死産・流産も支給対象

#### (2) 現行の支給額

産科医療補償制度（※）	支給額
掛金の対象とならない出産（～妊娠22週）	40.8万円
掛金の対象となる出産（妊娠22週～）	42万円

令和3年度支給件数及び支給額 1,052件 396,066千円

#### ※ 産科医療補償制度について（概要）

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償と、脳性麻痺発症の原因の分析・再発防止に役立てることを目的とした制度。

公益財団法人日本医療機能評価機構が運営し、病院、診療所及び助産所といった分娩機関が加入する。掛金は1分娩あたり1.2万円。

### 2 出産育児一時金の支給額の改定

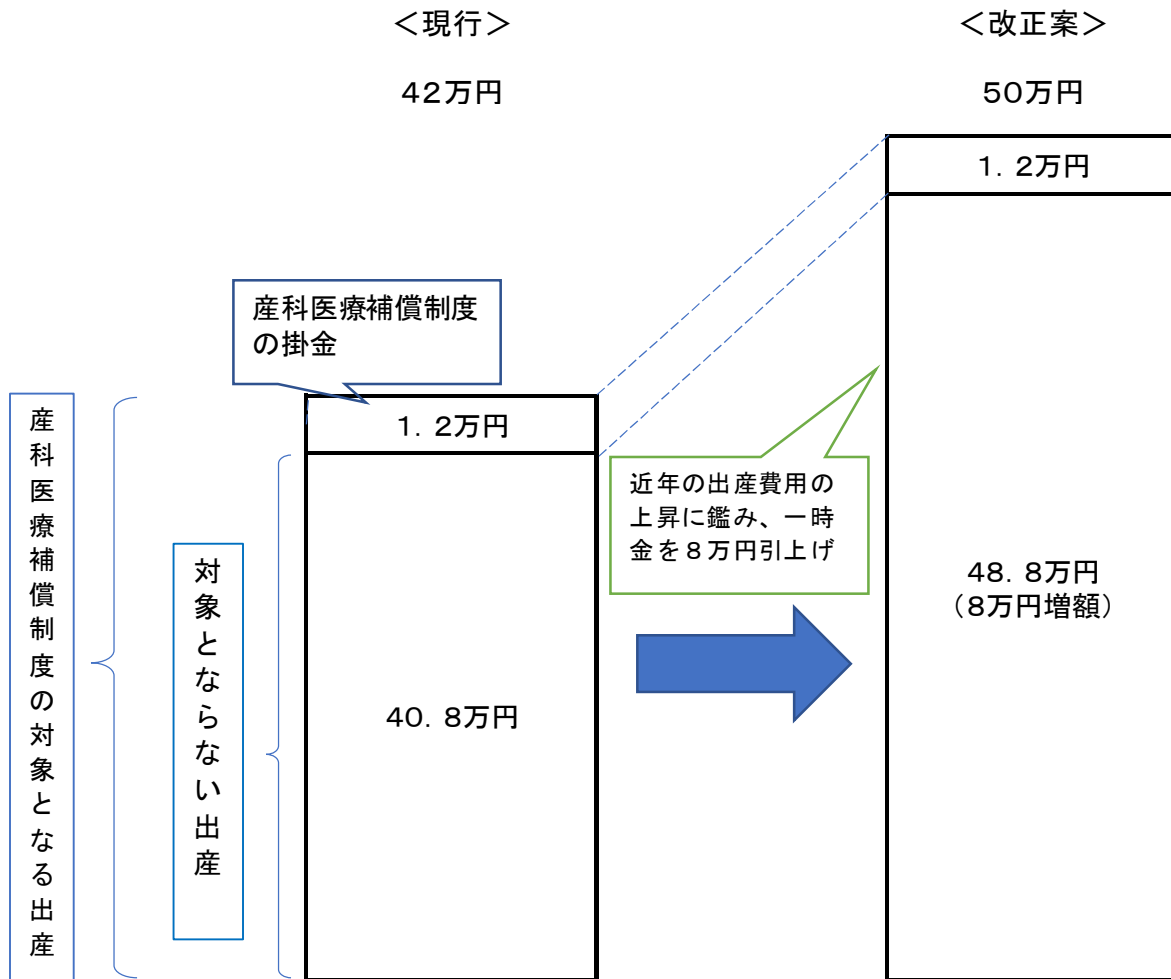
出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを受け、健康保険法等施行令が改正されることとなった。

### 3 本市国民健康保険条例の改正

本市においても、国による出産育児一時金の増額に合わせて、以下のとおり条例改正を行うこととしたい。

産科医療補償制度	支給額 (現行)	支給額 (令和5年4月から)
掛金の対象とならない出産（～妊娠22週）	40.8万円	48.8万円
掛金の対象となる出産（妊娠22週～）	42万円	50万円

(参考) 出産育児一時金の改定イメージ図



保生保第430号

令和5年2月3日

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 様

京都市長 門川大作

令和5年度京都市国民健康保険事業について（諮問）

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問します。

#### 記

##### 1 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を20万円から22万円に、改定すること。

##### 2 出産育児一時金の支給額の改定について

令和5年4月1日から産科医療補償制度の対象となる出産に対する支給額を42万円から50万円とし、産科医療補償制度の対象とならない出産に対して、支給額を40.8万円から48.8万円に改定すること。

(諮問理由 1)

国民健康保険料については負担の上限額が定められているため、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯においては、医療費等の増加などにより保険料負担が増加する傾向にあります。

このような状況のもと、国においては令和5年度から保険料賦課額の賦課限度額を引き上げる政令改正が予定されております。本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令にあわせて後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を20万円から22万円に改定することとしたいと考えております。

(諮問理由 2)

現在の出産育児一時金については、42万円（産科医療補償制度の対象とならない出産に対しては40.8万円）を支給しているところですが、国においては、子育て世代の支援のため、出産育児一時金を8万円増額し、50万円（産科医療補償制度の対象とならない出産に対しては48.8万円）とすることが決定されました。このため、本市においても出産育児一時金を50万円（産科医療補償制度の対象とならない出産に対しては48.8万円）とすることとしたいと考えております。

以上の理由により、諮問いたします。